

## 包括的連携に関する協定書

福島市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、地域社会の発展及び市民サービスの向上に寄与するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域社会の発展を図るため相互に協力し、地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）ICT、AIやロボット技術を活用した連携に関すること。
- （2）暮らしを支える安心・安全のまちづくりに関すること。
- （3）防災・減災対策に関すること。
- （4）産業振興・中小企業支援に関すること。
- （5）シティーセールスの推進に関すること。
- （6）その他地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力の検討並びに実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、本協定は更に同一条件で1年間更新され、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合はその都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各自署名の上、各1通を保有する。

令和3年6月23日

甲 福島県福島市五老内町3番1号

福島市長

乙 東京都千代田区神田駿河台3-9

三井住友海上火災保険株式会社

執行役員東北本部長